



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1136	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
1137	生活保護法による指定介護機関の廃止	(").....	1
1138	生活保護法による医療機関の指定	(").....	2
1139	生活保護法による介護機関の指定	(").....	2
1140	生活保護法による施術機関の指定	(").....	3
1141	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	3
1142	〃	(").....	4
1143	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	4
1144	農用地利用配分計画の認可	(").....	4
1145	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	4
1146	〃	(").....	5
1147	〃	(").....	5
1148	〃	(").....	6
1149	土地収用法に基づく事業の認定	(用地対策課).....	6
1150	道路の区域変更	(道路保全課).....	9
1151	道路の供用開始	(").....	9
1152	道路の区域変更	(").....	9
1153	道路の供用開始	(").....	10
1154	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	10
1155	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(").....	12

告 示

和歌山県告示第1136号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋医新 35-26	しらさぎ台耳鼻咽喉科	橋本市しらさぎ台12-13	平成 27. 8. 11

和歌山県告示第1137号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住

帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社アクトケアシステム	橋本市隅田町真土325-1	隅田訪問看護ステーション	橋本市隅田町真土325-1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成24.4.30
社会福祉法人太地町社会福祉協議会	東牟婁郡太地町太地2991-1 太地町多目的センター内	社会福祉法人太地町社会福祉協議会	東牟婁郡太地町太地2991-1 太地町多目的センター内	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.1.31
医療法人敬英会	大阪府大阪市大正区鶴町二丁目15-18	ヘルパーステーション幸	橋本市隅田町山内字柏谷1921-4	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27.4.1
株式会社トラストマインド	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目10-1	訪問介護センタートラストマインド和歌山	西牟婁郡白浜町941-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27.5.31
株式会社ワム21	海南市大野中608-22	ヘルスケアワム	海南市藤白142-2	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成27.6.14
株式会社サザンクロス	有田市野699	サザンクロスひかた	海南市日方1512-3	通所介護・介護予防通所介護	平成27.7.31

和歌山県告示第1138号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
新薬新17-27	あおい薬局	新宮市緑ヶ丘三丁目1-3	平成27.9.1
田薬新39-27	切目屋調剤薬局上屋敷支店	田辺市上屋敷一丁目9-1	平成27.9.1
紀医新55-27	在宅総合ケアセンター赤ひげクリニック	紀の川市桃山町神田378	平成27.9.1

和歌山県告示第1139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年10月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人太地町社会福祉協議会	東牟婁郡太地町太地2991-1	太地町社会福祉協議会デイサービスセンターであい	東牟婁郡太地町太地3728-1	通所介護・介護予防通所介護	平成26.11.1
社会福祉法人太地町社会福祉協議会	東牟婁郡太地町太地2991-1	社会福祉法人太地町社会福祉協議会	東牟婁郡太地町太地3728-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.11.1
医療法人敬英会	大阪府大阪市大正区鶴町二丁目15-18	ヘルパーステーション幸	橋本市隅田町山内19-2	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27.4.1
株式会社ワム21	海南市重根402-1	ヘルスケアワム	海南市重根402-1	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成27.6.15
有限会社友里園	岩出市森236	デイサービス友里園	岩出市森236	介護予防通所介護	平成27.7.1
医療法人社団董会	兵庫県神戸市須磨区東白川台一丁目1-1	介護老人保健施設田辺すみれ苑居宅介護支援事業所	田辺市新庄町田鶴1739-21	居宅介護支援事業	平成27.7.21

和歌山県告示第1140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年10月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	氏名	住所又は名称及び所在地	指定年月日
日は新2-27	濱崎正人	濱崎鍼灸院（はり・きゅう） 日高郡由良町阿戸683-1	平成27.8.24
海南柔新2-27	丸山喜生	丸山整骨院（柔道整復） 海南市船尾237	平成27.9.11

和歌山県告示第1141号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年10月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011500299	健輝苑有田川	有田市下中島西ノ瀬202番地1	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	特定なし	株式会社新輝	海南市下津町丸田195番地1	平成27.10.1

和歌山県告示第1142号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3021500289	アットホームあゆむ	有田市辻堂730-2 エトワール辻堂102・202号室	共同生活援助	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	株式会社日進月歩	有田市宮原町須谷487番地3	平成27.10.1

和歌山県告示第1143号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年9月24日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年10月19日まで縦覧に供する。

平成27年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第41号-1	西牟婁郡上富田町岡字奥草2012-47外4筆
平成27年度第41号-2	西牟婁郡上富田町岩田字刃剣2130-1

和歌山県告示第1144号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年9月25日に認可した。

平成27年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第29号	田辺市芳養町字田尻2624
平成27年度第35号-1	西牟婁郡上富田町岩田字上田熊1373-1外1筆
平成27年度第35号-2	西牟婁郡上富田町岡字中嶋2133-1外3筆
平成27年度第37号	田辺市龍神村福井字上ノ平2445-9外1筆

和歌山県告示第1145号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市高田字高山3052の3、字戸矢倉3079から3081まで、3172の3
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1146号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町九重字小石谷1718（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1147号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町赤木字白倉1116から1128まで、2101
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1148号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成27年10月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町畝畑字尾畑1250(次の図に示す部分に限る。)、1251、1252、1253(次の図に示す部分に限る。)、1254

2 指定の目的 水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1149号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年10月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 起業者の名称 和歌山市

2 事業の種類 市道坂田磯の浦線新設工事(和歌山県和歌山市磯の浦字山崎地内から同市磯の浦字萩原下地内まで)

3 起業地

(1) 収用の部分 和歌山県和歌山市磯の浦字山崎、字大井尻、字大井口、字小山原、字大井原、字口大井谷、字地獄谷、字奥大井谷、字大井谷及び字萩原下地内

(2) 使用の部分 和歌山県和歌山市磯の浦字山崎、字大井尻、字大井口、字小山原、字大井原、字口大井谷、字地獄谷、字奥大井谷、字大井谷及び字萩原下地内

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、和歌山県和歌山市磯の浦字山崎地内から同市磯の浦字萩原下地内までの延長1,000mの区間(以下「本件区間」という。)における「市道坂田磯の浦線新設工事」(以下「本件事業」

という。)である。

本件事業は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に規定する市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

市道坂田磯の浦線(以下「本路線」という。)は、道路法第8条の規定により和歌山市長が市道に認定した路線であり、同法第16条の規定により和歌山市が道路管理者となることなどから、起業者である和歌山市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本路線は、和歌山県和歌山市磯の浦字山崎地内の県道粉河加太線との接続点を起点に、海岸方向へ南進して南海電気鉄道株式会社加太線(以下「南海加太線」という。)と立体交差した後、終点の同市磯の浦字萩原下地内の市道西脇82号線との接続点に至る延長1,000mの新設道路である。

本路線が新設される和歌山市磯の浦は、同市の北西部に位置し、北方は大阪府との府県境に連なる和泉山脈に接しており、東方に隣接する同市本脇、西庄等とともに住宅地を形成しているのと同時に、南方の沿岸部には磯の浦海水浴場が存する地域である。

この磯の浦海水浴場は、自然の砂浜を残す海岸であり、和歌山市内にある5箇所の海水浴場の中で最も観光客が多く、5箇所の海水浴場観光客数の合計の4割以上を占めている状況である。

また、夏場の海水浴はもちろんのこと、浜からの地引き網や釣りのほか、関西屈指のサーフィンに適した海岸としても有名であり、シーズンを問わず楽しめる和歌山市内における主要観光地の一つとなっており、和歌山県内からはもとより、県外からも多くの観光客が訪れ、平成25年における観光客数は28万人を超える状況となっている。

しかしながら、磯の浦海水浴場への車両交通は、主要幹線道路の県道粉河加太線から直結している路線がなく、本路線に対応する主な路線としては、市道西脇3号線、市道古屋本脇線、市道西脇31号線、市道西脇30号線、市道西脇19号線、市道西脇59号線等(以下「現道」という。)の複数路線を経由して、住宅地の中を右、左折しながら通過する必要がある。

これら現道は、地域住民の通勤、通学、買物等の日常生活を支える生活道路として重要な役割を果たしているが、その幅員は狭小であり、和歌山市道路の構造の技術的基準等に関する条例(平成24年和歌山市条例第71号。以下「市道路条例」という。)に規定される市道の1車線道路の車道部幅員5.0mに満たない区間が全体の約38%であり、最小幅員は3.0mと狭小な箇所が存在し、走行性が著しく低い状況である上、沿線には住家等が連なっている中、生活交通と観光による通過交通がふくそうしている状況であり、極めて危険な通行を余儀なくされている。

また、現道における平成21年から平成25年までの5年間の交通事故件数は、人身事故だけで29件発生している状況である。

このような状況から、交通量が増加する夏期の現道においては一方通行規制となる区間があり、地域住民にとっては生活交通の利便性や安全性の確保に支障をきたしているほか、観光による通過交通にとっては磯の浦海水浴場への円滑な交通が阻害されて利便性が悪い状況となっている。

さらに、現道の多くが和歌山市立西脇小学校の指定通学路となっているものの歩道等が十分に整備されていない状況で、生活交通や観光による通過交通がふくそうしているため、児童の安全な通行が確保できていない状況である。

本件事業の完成により、磯の浦海水浴場は幅員良好な2車線道路により主要幹線道路の県道粉河加太線と直結され、利便性の向上や交通の円滑化が図られると同時に、住宅地内の現道においても、観光による通過交通が減少するため、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び和歌山県環境影響評価条例(平成12年和歌山県条例第10号)に定める環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気質に関して環境への影響について検討を行ったところ、環境基準等を満たすと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者が行った調査によると、本件区間内及びその周辺の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省第4次レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、カスミサンショウウオ、和歌山県レッドデータブックに準絶滅危惧として掲載されているドンコが確認されている。

このうち、オオタカ、サシバについては、専門家によると飛翔は確認されているが、営巣地でなければ問題はなく、本件区間内の土地は営巣地とは考え難いとの回答を得ており、また、起業者の行った現地確認においても、営巣地等は確認されていないことから、影響は極めて小さいと考えられる。

その他の動物については、本件事業は池や河川への影響は少ないこと及び工事の際には濁水対策を講じることなどから、生息環境に及ぼす影響は極めて小さいと予測されている。

また、工事による改変箇所、営巣地等が確認された場合は、専門家の助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、生活交通と観光による通過交通の分離を図り、安全かつ円滑な交通を確保することを目的として、市道路条例による第3種第4級の規格に基づき、道路を新設する事業であり、本件事業の事業計画は、市道路条例等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、県道粉河加太線との接続点である起点から南進し、南海加太線と立体交差した後、大井谷池を避けながら市道西脇82号線に至る案(以下「申請案」という。)のほか、起点から同ルートを進み南海加太線と立体交差及び西側を並走し、市道西脇82号線に連結する案及び起点から西側の平坦地を南進し、その後同ルートを進む案が検討されている。

申請案と他の2案を比較すると、申請案は用地取得面積が最も多いものの、支障物件が最も少なく、橋梁及び構造物の延長が最も短く、施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3) アで述べたように、現道において生活交通と観光による通過交通がふくそうしている状況であり、また交通事故も発生していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、沿線地区の西脇地区連合自治会長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、収用の範囲は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20号各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

和歌山市建設局道路部道路建設課

和歌山県告示第1150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字星山字中筋114番2地先から同町大字星山字西原63番1地先まで	旧	6.04 } 15.65	533.60	
同上	新	7.59 } 22.78	533.60	

和歌山県告示第1151号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 高野口野上線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字星山字中筋114番2地先から同町大字星山字西原63番1地先まで

供用開始の期日 平成27年10月6日

和歌山県告示第1152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字阿尾字安後家1211番2地先から同町大字阿尾字渡り川779番2地先まで	旧	4.10 } 13.60	390.00	
同上	新	7.00 } 15.40	390.00	

和歌山県告示第1153号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡日高町大字阿尾字安後家1211番2地先から同町大字阿尾字渡り川779番2地先まで

供用開始の期日 平成27年10月6日

和歌山県告示第1154号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

- 2 土砂災害警戒区域の名称

日高川左支溪（5-387-1-027）、日高川左支溪（5-387-2-051）、大江谷（5-387-2-052-1）、大江谷（5-387-2-052-2）、日高川左支溪（5-387-2-053）、葛谷川（6-206-1-016）、古野川2（6-206-2-037）、坊ヶ谷川（6-206-2-122）、谷下1（6-206-3-012）、谷上2（6-206-3-014）、谷下2（6-206-3-018）、谷下3（6-206-3-019）、北長川1（6-206-1-156）、田鶴川5（6-206-1-161）、田鶴川1（6-206-1-162）、跡之浦川3（6-206-1-164）、北長川3（6-206-2-220）、北長川2（6-206-2-221）、田鶴川2（6-206-2-225）、田鶴川3（6-206-2-226）、滝内川3（6-206-2-228）、滝内川2（6-206-2-229）、長崎川（6-206-2-230）、内ノ浦川1（6-206-2-232）、内ノ浦川3（6-206-2-233）、仙波谷川1（6-206-2-234）、仙波谷川2（6-206-2-235）、馬谷川1（6-206-2-236）、馬谷川2（6-206-2-237）、馬谷川3（6-206-2-238）、山

祇川(6-206-2-239)、中橋谷1(6-206-3-022)、中橋谷2(6-206-3-023)、中橋谷3(6-206-3-024)、中橋谷4(6-206-3-025)、中橋谷5(6-206-3-026)、奥山(6-206-3-027)、跡之浦川6(6-206-3-028)、滝内(6-206-3-029)、内ノ浦(6-206-3-030)、柿平1(6-402-1-017)、関ノ平3(6-402-1-018)、近露3(6-402-1-019)、柿平2(6-402-2-056)、峰(6-402-2-057)、関ノ平1(6-402-2-058)、関ノ平2(6-402-2-059)、城ノ峰(6-402-2-060)、近露2(6-402-2-062)、七石川(6-206-1-001)、井原川(6-206-1-002-1)、井原川(6-206-1-002-2)、芋村川1(6-206-1-003)、芋村川2(6-206-1-004)、芋村川3(6-206-1-005)、芋村川4(6-206-1-006)、田中川1(6-206-1-038)、田川右支溪(6-206-1-039)、団栗川(6-206-1-040)、田川(6-206-1-041)、大坊川2(6-206-1-042)、田中川2(6-206-1-043)、田中川3(6-206-1-044)、松原川1(6-206-1-045)、松原川2(6-206-1-046)、松原川3(6-206-1-047)、松原川8(6-206-1-048)、松原川4(6-206-1-049)、松原川5(6-206-1-050)、大屋谷川(6-206-2-002)、芳養川右支溪(6-206-2-003)、関ノ平4(6-402-1-901)、東山小垣1(I-1328)、上芳養西山小垣2(II-5502)、上芳養小垣5(II-5540)、上芳養小垣6(II-5541)、上芳養東山小垣4(II-5543)、上芳養東山小垣5(II-5544)、上芳養小垣7(II-5545)、上芳養小垣8(II-5546)、上芳養東山小垣6(II-5547)、上芳養小垣9(II-5548)、上芳養東郷5(II-5564)、上芳養日向1(II-5565)、上芳養東郷6(II-5566)、上芳養西原1(II-5567)、上芳養下ノ口2(II-5568)、上芳養西原2(II-5570)、上芳養東郷7(II-5571)、上芳養東郷10(II-5574)、上芳養東郷11(II-5575)、上芳養東郷12(II-5576)、上芳養東郷13(II-5577)、上芳養東郷14(II-5578)、上芳養東郷15(II-5579)、上芳養日向2(II-5580)、上芳養古野(II-5581)、上芳養西郷2(II-5582)、上芳養東郷16(II-5583)、上芳養下ノ口3(II-5584)、上芳養下ノ口4(II-5585)、上芳養下ノ口5(II-5586)、上芳養下ノ口6(II-5587)、上芳養下ノ口7(II-5588)、上芳養古屋谷2(II-5614)、東郷(II-6606)、上芳養石神10(III-3005)、上芳養小垣14(III-3010)、上芳養小垣15(III-3011)、上芳養知化地野1(III-3012)、上芳養知化地野2(III-3013)、上芳養西郷3(III-3014)、上芳養西郷4(III-3015)、上芳養東郷17(III-3016)、上芳養加森1(III-3017)、上芳養加森2(III-3018)、上湯ノ又(I-1132)、湯ノ又古宮(I-4017)、湯ノ又上湯ノ又1(I-4020)、湯ノ又上湯ノ又2(I-4021)、湯ノ又塚(I-4026)、湯ノ又原(I-4027)、広井原和田(I-4028)、小又川小又川口2(II-4567)、湯ノ又上湯ノ又(II-4573)、湯ノ又柿ノ原1(II-4576)、柿ノ原(II-4578)、湯ノ又柿ノ原2(II-4579)、湯ノ又塚(II-4582)、湯野又田野野(II-4584)、湯ノ又龍2(I-60252)、湯ノ又上湯ノ又3(II-60253)、湯ノ又国戸3(II-60254)、湯ノ又国戸4(II-60255)、上芳養荒堀12(II-5521)、上芳養東郷19(III-3020)、上芳養東郷21(III-3022)、上芳養西郷6(III-3124)、上芳養西郷7(III-3125)、上芳養西郷8(III-3126)、上芳養西郷9(III-3127)、上芳養下芝(III-3129)、上芳養下ノ口8(III-3131)、上芳養下ノ口9(III-3132)、上芳養下ノ口10(III-3133)、上芳養日用1(III-3134)、上芳養58(II-60256)、上芳養60(II-60258)、上芳養62(II-60260)、上芳養63(III-60261)、上芳養64(III-60262)、上芳養65(II-60263)、上芳養66(II-60264)、上芳養67(II-60265)、上芳養68(III-60266)、上芳養69(III-60267)、上芳養70(II-60268)、上芳養71(III-60269)、上芳養72(II-60270)、上芳養73(II-60271)、上芳養3(II-60141)、上芳養4(II-60142)、上芳養5(II-60143)、上芳養6(II-60144)、上芳養7(II-60145)、上芳養10(II-60148)、上芳養11(II-60149)、上芳養16(II-60154)、上芳養17(II-60155)、上芳養19(II-60157)、上芳養20(II-60158)、上芳養21(II-60159)、上芳養23(II-60161)、上芳養24(II-60162)、上芳養25(II-60163)、上芳養26(II-60164)、上芳養27(II-60165)、上芳養29(II-60167)、上芳養31(II-60169)、上芳養33(II-60171)、上芳養40(II-60178)、上芳養44(II-60182)、上芳養47(II-60185)、上芳養74(II-60272)、上芳養75(II-60273)、上芳養76(II-60274)、上芳養77(II-60275)、上芳養78(II-60276)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令

（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1155号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

福田（104）（Ⅰ-90025）、福田（105）（Ⅰ-90026）、福田（106）（Ⅰ-90027）、福田（108）（Ⅰ-90028）、福田（113）（Ⅰ-90029）、梅本（101）（Ⅰ-90030）、梅本（102）（Ⅰ-90031）、福井（101）（Ⅰ-90032）、福井（103）（Ⅰ-90033）、福井（108）（Ⅰ-90034）、福田（103）（Ⅱ-90100）、福田（107）（Ⅱ-90101）、福田（109）（Ⅱ-90102）、福田（110）（Ⅱ-90103）、福田（111）（Ⅱ-90104）、福田（112）（Ⅱ-90105）、梅本（103）（Ⅱ-90106）、梅本（104）（Ⅱ-90107）、梅本（105）（Ⅱ-90108）、梅本（106）（Ⅱ-90109）、福井（102）（Ⅱ-90110）、福井（104）（Ⅱ-90111）、福井（105）（Ⅱ-90112）、福井（106）（Ⅱ-90113）、福井（107）（Ⅱ-90114）、福井（109）（Ⅱ-90115）、福井（110）（Ⅱ-90116）、福井（111）（Ⅱ-90117）、福井（112）（Ⅱ-90118）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）